

葉山町危険木伐採工事費等助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅（現に居住している町内の建物をいう。以下同じ。）への倒木被害から町民の生命及び財産を保護し、道路交通の安全の確保及び停電被害の未然防止を図るため、町内の危険木の伐採、撤去及び処分を行う者に対し、予算の範囲内で危険木伐採工事費等助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、葉山町補助金等交付要綱（昭和45年6月1日施行）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「危険木」とは、目通り直径が20センチメートル以上で、かつ、樹高が5メートル以上の立木であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 倒木により住宅に被害を与えるおそれのあるもの
- (2) 倒木により道路法（昭和27年法律第180号）第3条各号に掲げる道路の交通に支障となるおそれのあるもの
- (3) 倒木により電柱に架けられている電線を切断するおそれのあるもの

(助成の対象及び助成金の交付額)

第3条 助成の対象及び助成金の交付額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 助成の対象 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定される土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項の規定により指定される土砂災害特別警戒区域のうち、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年号外政令第84号）第2条第1号及び同施行令第3条第1号に規定する急傾斜地の崩壊を基準として指定された土地にある危険木が存する土地を所有し、占有し、又は管理する者が、危険木を伐採、撤去及び処分に要する費用とする。
- (2) 助成金の交付額 危険木が存する土地1筆につき、前号に規定する費用の2分の1以内とし、10万円を限度とする。この場合において、交付額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(助成金の交付制限)

第4条 助成金の交付は、一の年度において、前条第2号に規定する土地1筆につき1回限りとする。なお、前条第2号の土地に隣接する同一の所有者の土地は1筆とみなす。

(交付申請)

第5条 交付申請の提出書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 危険木伐採工事費等助成金交付申請書（第1号様式）
- (2) 危険木の除去に要する経費がわかる見積書
- (3) 工事前の写真

(4) 位置図

(5) その他町長が必要と認めるもの

(交付条件)

第6条 助成を受けようとする者(同一世帯に属する者を含む。)は、町税、町の使用料等を滞納していないものとする。

(交付決定及び決定通知)

第7条 町長は、第4条の規定による助成金の交付申請があったときは、必要に応じて当該申請場所の調査を行い、適当と認めるときは、危険木伐採工事費等助成金交付決定通知書(第2号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(完了報告)

第8条 完了報告の提出書類は、次に掲げるとおりとし、工事完了後速やかに町長に提出しなければならない。

(1) 危険木伐採工事完了報告書(第3号様式)

(2) 危険木の伐採、撤去及び処分に要する経費の支払いを証明する書類の写し

(3) 工事完了後の写真

(助成金の交付確定)

第9条 助成金の交付確定の通知は、危険木伐採工事費等助成金交付確定通知書(第4号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第10条 前条の通知を受けた者は危険木伐採工事費等助成金請求書(第5号様式)を町長に提出しなければならない。

(助成金の返還)

第11条 町長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な行為により助成金の交付を受けたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、不相当と認められる事実があったとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

危険木伐採工事費等助成金交付申請書

葉山町長 様

住 所

氏 名

葉山町危険木伐採工事費等助成金を交付されたく、次のとおり申請します。なお、私は、町税の納付状況の確認のために葉山町職員が私の世帯の課税台帳等について、調査し、照会し、又は閲覧することを承諾します。

1 工事箇所	葉山町	
2 内 容		
3 概算費用		
4 期 間	着手予定	
	完了予定	
5 添付書類	(1) 危険木の除去に要する経費がわかる見積書 (2) 工事前の写真 (3) 位置図 (4) その他	
6 備 考		

第2号様式（第6条関係）

危険木伐採工事費等助成金交付決定通知書

葉山町指令第 号
年 月 日

様

葉山町長

年 月 日付で申請のあった葉山町危険木伐採工事費等助成金について、
次のとおり交付を決定したので通知します。

1 交付決定額

金								円
---	--	--	--	--	--	--	--	---

2 条 件

- (1) この助成金を他の経費に流用しないこと。
- (2) 工事を変更若しくは中止する場合は、あらかじめ町長へ申し出ること。
- (3) 工事が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、町長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 事業完了の日から起算して7日を経過した日又は助成金の交付の決定があった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに工事の完了報告書を町長に提出すること。

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

危険木伐採工事完了報告書

葉山町長 様

住 所

氏 名

年 月 日付け葉山町指令第 号により交付決定を受けた危険木伐採
工事費等助成金について、次のとおり危険木伐採工事が完了したので報告します。

1 完了年月日	
2 交付決定額	
3 添付書類	(1) 危険木の伐採、撤去及び処分に要する経費の支払いを証明する書類の写し (2) 工事完了後の写真
4 備 考	

第4号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

葉山町長

危険木伐採工事費等助成金交付確定通知書

年 月 日付けで完了報告のあった葉山町危険木伐採工事費等助成金について、審査の結果、次のとおり交付を確定したので通知します。

金							円
---	--	--	--	--	--	--	---

第5号様式（第9条関係）

年 月 日

葉山町長 様

住 所

氏 名

危険木伐採工事費等助成金請求書

年 月 日付け 第 号により助成金の交付確定を受けた危険木伐採工事等の助成金について、次のとおり請求します。

請求金額

金								円
---	--	--	--	--	--	--	--	---

(振込先)

フリガナ							
口座名義人							
金融機関	銀 行 信用金庫 信用組合 農 協			支店			
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号					